

議案第 56 号

瑞穂町営住宅条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 29 年 9 月 4 日

提出者 瑞穂町長 杉浦裕之

(提案理由)

公営住宅法施行令（昭和 26 年政令第 240 号）及び公営住宅法施行規則（昭和 26 年建設省令第 19 号）の改正並びに子育て世帯に対する支援の拡大のため、条例を改正する必要があるため、本案を提出する。

瑞穂町営住宅条例の一部を改正する条例

瑞穂町営住宅条例（平成 9 年条例第 24 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 4 項第 4 号中「小学校就学の始期に達するまでの者」を「18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者」に改める。

第 9 条第 4 号中「町営住宅建替事業により」を「町営住宅建替事業による」に改める。

第 11 条第 1 項第 2 号中「2 箇月分」を「2 月の期間」に改める。

第 12 条第 1 項及び第 3 項中「第 15 条第 1 項」を「第 16 条第

1 項」に改める。

第 13 条第 4 項中「1 箇月」を「1 月」に改める。

第 14 条第 1 項中「（保証金を含む。）」を削り、同条第 4 項中「6 箇月」を「6 月」に改める。

第 16 条第 1 項第 5 号中「町長」を「、町長」に改める。

第 18 条第 1 項中「第 10 条」を「第 11 条」に改める。

第 19 条第 1 項中「第 11 条」を「第 12 条」に改める。

第 20 条第 2 項中「1 箇月」を「1 月」に、「場合において」を「場合は」に改める。

第 26 条第 2 項中「第 15 条第 1 項」を「第 16 条第 1 項」に改める。

第 27 条第 1 項中「第 24 条」を「第 24 条第 1 項」に、「同項」を「第 24 条第 1 項」に改める。

第 28 条第 2 項中「6 箇月」を「6 月」に改め、同条第 4 項第 3 号中「特別」を「、特別」に改める。

第 29 条第 2 項中「行う日までの期限」を「行う日までの期間」に改める。

第 30 条第 1 項第 2 号中「3 箇月」を「3 月」に改め、同項第 3 号中「1 箇月」を「1 月」に改め、同項第 4 号中「き損」を「毀損」に改め、同条第 5 項中「6 箇月」を「6 月」に改める。

第 31 条中「明渡す」を「明け渡す」に改め、同条後段を削る。

第 39 条中「使用者が」を削り、「免れたとき」を「免れた使用者」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

瑞穂町営住宅条例 新旧対照表

新	旧
<p>目次 略</p> <p>第1章 略</p> <p>第2章 略</p> <p>第5条 略 (使用者の資格)</p> <p>第6条 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>4 略</p> <p>(1)から(3) 略</p> <p>(4)同居者に<u>18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者がある場合</u></p> <p>5 略</p> <p>第7条及び第8条 略 (公募等の例外)</p> <p>第9条 略</p> <p>(1)から(3) 略</p> <p>(4)<u>町営住宅建替事業による町営住宅の除却</u></p> <p>(5)から(8) 略</p> <p>第10条 略 (使用手続)</p> <p>第11条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2)保証金として使用料の<u>2月の期間</u>に相当する金額を納付すること。</p> <p>2から6 略 (使用料の決定)</p> <p>第12条 町営住宅の使用料は、毎年度、第24条の規定により認定された収入に基づき、近傍同種の住宅の家賃(第3項の規定により定められたものをいう。以下同じ。)以下で</p>	<p>目次 略</p> <p>第1章 略</p> <p>第2章 略</p> <p>第5条 略 (使用者の資格)</p> <p>第6条 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>4 略</p> <p>(1)から(3) 略</p> <p>(4)同居者に<u>小学校就学の始期に達するまでの者がある場合</u></p> <p>5 略</p> <p>第7条及び第8条 略 (公募等の例外)</p> <p>第9条 略</p> <p>(1)から(3) 略</p> <p>(4)<u>町営住宅建替事業により町営住宅の除却</u></p> <p>(5)から(8) 略</p> <p>第10条 略 (使用手続)</p> <p>第11条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2)保証金として使用料の<u>2箇月分</u>に相当する金額を納付すること。</p> <p>2から6 略 (使用料の決定)</p> <p>第12条 町営住宅の使用料は、毎年度、第24条の規定により認定された収入に基づき、近傍同種の住宅の家賃(第3項の規定により定められたものをいう。以下同じ。)以下で</p>

令第2条及び令第16条第1項に定める算定方法により算定した額とする。ただし、第23条の規定による使用者から収入に関する報告がない場合において、法第34条の規定による請求を行ったにもかかわらず使用者がその請求に応じないときは、当該町営住宅の使用料は、近傍同種の住宅の家賃とする。

2 略

3 第1項の近傍同種の住宅の家賃は、毎年度、令第3条及び令第16条第1項に定める算定方法により算定した額とする。

(使用料の徴収)

第13条 略

2及び3 略

4 町営住宅の使用許可の日若しくは第2項の規定により指定された期日の属する月又は町営住宅を返還した日の属する月における使用期間が1月に満たないときの使用料の額は、日割計算による。

5 略

(使用料の減免等)

第14条 次の各号のいずれかに該当する場合には、町長は、町営住宅の使用料_____を減免し、又は使用料の徴収を猶予することができる。

(1)から(4) 略

2及び3 略

4 第1項の使用料の徴収の猶予期間は、6月を超えることができない。

5及び6 略

第15条 略

(費用の負担)

第16条 略

(1)から(4) 略

(5)前各号に掲げるもののほか、町長の指定す

令第2条及び令第15条第1項に定める算定方法により算定した額とする。ただし、第23条の規定による使用者から収入に関する報告がない場合において、法第34条の規定による請求を行ったにもかかわらず使用者がその請求に応じないときは、当該町営住宅の使用料は、近傍同種の住宅の家賃とする。

2 略

3 第1項の近傍同種の住宅の家賃は、毎年度、令第3条及び令第15条第1項に定める算定方法により算定した額とする。

(使用料の徴収)

第13条 略

2及び3 略

4 町営住宅の使用許可の日若しくは第2項の規定により指定された期日の属する月又は町営住宅を返還した日の属する月における使用期間が1箇月に満たないときの使用料の額は、日割計算による。

5 略

(使用料の減免等)

第14条 次の各号のいずれかに該当する場合には、町長は、町営住宅の使用料(保証金を含む。)を減免し、又は使用料の徴収を猶予することができる。

(1)から(4) 略

2及び3 略

4 第1項の使用料の徴収の猶予期間は、6箇月を超えることができない。

5及び6 略

第15条 略

(費用の負担)

第16条 略

(1)から(4) 略

(5)前各号に掲げるもののほか、町長の指定す

る費用

2 略

第17条 略

(同居の許可)

第18条 使用者は、入居の際の同居者以外の者を新たに同居させようとするときは、省令第11条に規定するもののほか、規則で定めるところにより、町長の許可を受けなければならない。

2 略

(使用の承継)

第19条 使用者が死亡し、又は退去した場合において、その死亡時又は退去時に当該使用者と同居していた者が引き続き居住することを希望するときは、省令第12条に規定するもののほか、規則で定めるところにより、町長の許可を受けなければならない。

2 略

(許可事項及び届出事項)

第20条 略

2 町営住宅を1月以上使用しない場合は、使用者は、規則の定めるところにより、届出しなければならない。

第21条から第25条 略

(収入超過者の使用料)

第26条 略

2 前項の使用料は、毎年度、第24条の規定により認定された収入に基づき、近傍同種の住宅の家賃以下で、令第8条第2項及び令第16条第1項に定める算定方法により算定する。

3 略

(高額所得者に対する通知等)

第27条 町長は、町営住宅を使用している期間が引き続き5年以上である使用者で、第2

る費用

2 略

第17条 略

(同居の許可)

第18条 使用者は、入居の際の同居者以外の者を新たに同居させようとするときは、省令第10条に規定するもののほか、規則で定めるところにより、町長の許可を受けなければならない。

2 略

(使用の承継)

第19条 使用者が死亡し、又は退去した場合において、その死亡時又は退去時に当該使用者と同居していた者が引き続き居住することを希望するときは、省令第11条に規定するもののほか、規則で定めるところにより、町長の許可を受けなければならない。

2 略

(許可事項及び届出事項)

第20条 略

2 町営住宅を1箇月以上使用しない場合において、使用者は、規則の定めるところにより、届出しなければならない。

第21条から第25条 略

(収入超過者の使用料)

第26条 略

2 前項の使用料は、毎年度、第24条の規定により認定された収入に基づき、近傍同種の住宅の家賃以下で、令第8条第2項及び令第5条第1項に定める算定方法により算定する。

3 略

(高額所得者に対する通知等)

第27条 町長は、町営住宅を使用している期間が引き続き5年以上である使用者で、第2

4条第1項の規定により認定された収入の額が最近2年間引き続き令第9条第1項に定める基準を超えるもの(以下「高額所得者」という。)に対しては、第24条第1項の通知と併せてその旨を通知する。

2 略

(高額所得者に対する明渡請求等)

第28条 略

2 前項の明渡し期限は、当該明渡しの請求をする日の翌日から起算して6月を経過した日以後の日としなければならない。

3 略

4 略

(1)(2) 略

(3)前2号に掲げるもののほか、特別の事情があるとき。

5 略

(高額所得者の使用料等)

第29条 略

2 町長は、前項の規定の適用を受ける高額所得者で前条第1項の規定による請求を受けたものが同条第2項の期限が到来しても町営住宅を明け渡さない場合には、同項の期限が到来した日の翌日から当該町営住宅の明渡しを行う日までの期間について、毎月、近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額の金銭を徴収するものとする。

3 略

(明渡請求権)

第30条 略

(1) 略

(2)正当な事由がなく使用料を3月以上滞納したとき。

(3)正当な事由がなく1月以上町営住宅を使用しないとき。

4条の規定により認定された収入の額が最近2年間引き続き令第9条第1項に定める基準を超えるもの(以下「高額所得者」という。)に対しては、同項の通知と併せてその旨を通知する。

2 略

(高額所得者に対する明渡請求等)

第28条 略

2 前項の明渡し期限は、当該明渡しの請求をする日の翌日から起算して6箇月を経過した日以後の日としなければならない。

3 略

4 略

(1)(2) 略

(3)前2号に掲げるもののほか特別の事情があるとき。

5 略

(高額所得者の使用料等)

第29条 略

2 町長は、前項の規定の適用を受ける高額所得者で前条第1項の規定による請求を受けたものが同条第2項の期限が到来しても町営住宅を明け渡さない場合には、同項の期限が到来した日の翌日から当該町営住宅の明渡しを行う日までの期限について、毎月、近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額の金銭を徴収するものとする。

3 略

(明渡請求権)

第30条 略

(1) 略

(2)正当な事由がなく使用料を3箇月以上滞納したとき。

(3)正当な事由がなく1箇月以上町営住宅を使用しないとき。

(4)町営住宅又は共同施設を故意に毀損したとき。

(5)から(9) 略

2から4 略

5 町長は、第1項第8号の規定に該当することにより同項の請求を行う場合には、当該請求を行う日の6月前までに、当該使用者にその旨の通知をしなければならない。

6 略

(住宅のあっせん等)

第31条 町長は、第25条の規定に該当する使用者及び高額所得者に対し、当該町営住宅を明け渡すために必要な移転先住宅のあっせん等に努めなければならない。_____

第32条から第35条 略

第3章 略

第36条から第38条 略

(罰則)

第39条 _____詐欺その他の不正行為により使用料の全部又は一部の徴収を免れた使用者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料に処する。

第40条 略

別表 略

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(4)町営住宅又は共同施設を故意にき損したとき。

(5)から(9) 略

2から4 略

5 町長は、第1項第8号の規定に該当することにより同項の請求を行う場合には、当該請求を行う日の6箇月前までに、当該使用者にその旨の通知をしなければならない。

6 略

(住宅のあっせん等)

第31条 町長は、第25条の規定に該当する使用者及び高額所得者に対し、当該町営住宅を明渡すために必要な移転先住宅のあっせん等に努めなければならない。この場合において、前条第1項の規定による請求を受けた者に対しては、公営住宅以外の公的資金による住宅への入居等について特別の配慮をしなければならない。

第32条から第35条 略

第3章 略

第36条から第38条 略

(罰則)

第39条 使用者が詐欺その他の不正行為により使用料の全部又は一部の徴収を免れたときは、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料に処する。

第40条 略

別表 略